口·八(略)	ロ・ハ(略)
の種類及びその評価の方法	いて「資産」という。)の種類及びその評価の方法
イ 特別勘定に属する資産(以下この号において「資産」という。)	イ 特別勘定に属する資産 (以下この号、第五号及び第六号にお
の措置	
項を記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するため	を記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための
募集人又は損害保険募集人が、保険契約者に対し、次に掲げる事	集人又は損害保険募集人が、保険契約者に対し、次に掲げる事項
第七十四条第一号の保険契約の保険募集に際して、生命保険	一 第七十四条第一号の保険契約の保険募集に際して、生命保険募
し、次に掲げる措置を講じなければならない。	し、次に掲げる措置を講じなければならない。
第五十三条(保険会社は、法第百条の二の規定により、その業務に関	第五十三条 保険会社は、法第百条の二の規定により、その業務に関
(業務運営に関する措置)	(業務運営に関する措置)
二~五 (略)	
I)	護預り
二及び第五十三条の三において「投資証券」という。) の保護預	条から第五十三条の三までにおいて「投資証券」という。) の保
する投資証券若しくは外国投資証券(以下この条、第五十三条の	定する投資証券若しくは外国投資証券 (以下この条及び第五十三
第五十三条の三において「受益証券」という。) 又は同法に規定	五十三条の三までにおいて「受益証券」という。) 又は同法に規
くは外国投資信託の受益証券(以下この条、第五十三条の二及び	くは外国投資信託の受益証券 (以下この条及び第五十三条から第
- 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託若し	投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託若し
ものは、次に掲げる業務とする。	ものは、次に掲げる業務とする。
第五十二条の四 法第九十九条第一項に規定する内閣府令で定める	第五十二条の四 法第九十九条第一項に規定する内閣府令で定める
(証券業務に付随する業務)	(証券業務に付随する業務)
現行	改正案

信回線を通じて保険契約者の閲覧に供し、当該保険契約者の使機に備えられたファイルに記録された当該記載事項を電気通生命保険募集人又は損害保険募集人の使用に係る電子計算備えられたファイルに記録する方法	信回線を通じて送信し、保険契約者の使用に係る電子計算機に機と保険契約者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通	生命保険募集人又は損害保険募集人の使用に係る電子計算	電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又は口に掲げるも	は損害保険募集人は、当該書面の交付をしたものとみなす。	提供することができる。この場合において、当該生命保険募集人又	掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により	用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に	該保険契約者の承諾を得て、当該記載事項を電子情報処理組織を使	規定による書面の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当	生命保険募集人又は損害保険募集人は、前項第五号及び第六号の	八(略)	七(略)	係る資産の運用状況を記載した書面を交付するための措置	保険募集人が、一年ごとに、保険契約者に対し、当該保険契約に	第七十四条第一号の保険契約に関し、生命保険募集人又は損害	して別表に掲げる事項を記載した書面を交付するための措置	集人又は損害保険募集人が、保険契約者に対し、資産の運用に関	第七十四条第一号の保険契約の保険募集に際して、生命保険募	二~四(略)
										(新設)	六(略)	五(略)			(新設)			(新設)	

害保険募集人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル	Fire Park
	にその旨を記録する方法)
	けない旨の申出をする場合にあつては、生命保険募集人又は損
けない旨の申出をする場合にあつては、生命保険募集人又は損	記録する方法 (電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受
けない旨の申出をする場合にあつては、生命保険募集人又は損記録する方法 (電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受	用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該記載事項を

- 方法で調製するファイルに当該記載事項を記録したものを交付するにより一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもっ一、一、一、ジャー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法「一一、磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法

- 承諾を得なければならない。(新設)5 生命保険募集人又は損害保険募集人は、第二項の規定により第一
- | 険募集人が使用するもの | 第二項各号に規定する方法のうち生命保険募集人又は損害保

ファイルへの記録の方式

人は、当該保険契約者から書面又は電磁的方法により電磁的方法に 前項の規定による承諾を得た生命保険募集人又は損害保険募集 (新設)

この限りでない。

にし、当該保険契約者が再び同項の規定による承諾をした場合は、し、当該記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。たよる提供を受けない旨の申出があったときは、当該保険契約者に対

(保険会社の子会社の範囲等)

第五十六条の二(略)

に掲げるものとする。
2 法第百六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次

- ~ 十 (略)

十の二 確定給付企業年金法 (平成十三年法律第五十号) 第二条第

金に係る掛金又は給付金等の計算に関する業務及び書類等の作

項(定義)に規定する確定給付企業年金その他これに準ずる年

成又は授受に関する業務

3~8 (略)

十一~四十二(略)

第二百十一条 法第二百七十五条第一項第一号に規定する内閣府令(銀行等が生命保険募集人として保険募集を行うことのできる場合)

で定める場合は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合

銀行等(法第二百七十五条第一項第一号に規定する銀行等をい

次に掲

とする。

とする。

げる保険契約の締結の代理又は媒介を行うこと。 う。以下この章及び第二百三十四条において同じ。) が、

イ法第三条第四項第一号に掲げる保険に係る保険契約のうち、

(保険会社の子会社の範囲等)

第五十六条の二(略)

に掲げるものとする。(2)法第百六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次(2)

| ~ 十 (略)

(新設)

十一~四十二(略)

3~8(略)

で定める場合は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合第二百十一条 法第二百七十五条第一項第一号に規定する内閣府令(銀行等が生命保険募集人として保険募集を行うことのできる場合)

保険金が住宅(居住の用に供する建物(事業の用に供するものを法第三条第四項第一号に掲げる保険に係る保険契約のうち、そのう。以下この章及び第二百三十四条第六号において同じ。)が、銀行等(法第二百七十五条第一項第一号に規定する銀行等をい

連信用生命保険契約」という。)
連信用生命保険契約」という。)
連信用生命保険契約」という。)
連信用生命保険契約」という。)
連信用生命保険契約」という。)
連信用生命保険契約」という。)

- 一号及び第二百三十四条第九号において「個人年金保険契約」 一号及び第二百三十四条第九号において「個人年金保険契約であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの(ハに規定すって、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの(ハに規定する保険契約に該当するものを除く。)のうち、被保険者の生存を事出という。)
- 及び当該保険契約の解約による返戻金が定められるもの額又は被保険者のために積み立てた金額により年金の金額11 保険契約者が保険契約に基づき払込みを行う保険料の総
- た保険料の総額又は被保険者のために積み立てた金額に比度の障害に該当することとなった場合に支払う保険金に限除く。) は、当該保険契約で定める被保険者が死亡し又は重除く。) は、当該保険契約で定める被保険者が死亡し又は重け、当該保険契約に基づく年金以外の金銭の支払(契約者配当)

の代理又は媒介を行うこと。

の代理又は媒介を行うこと。

の代理又は媒介を行うこと。

の代理又は媒介を行うこと。

の代理又は媒介を行うこと。

の代理又は媒介を行うこと。

の代理又は媒介を行うこと。

して妥当なもの

第一号において「財形保険契約」という。)及び同条第四項第二号に定めるもの(第二百十一条の三第一項勤労者財産形成促進法第六条第一項第二号、同条第二項第二号、法第三条第四項第一号に掲げる保険に係る保険契約のうち、

二 (略)

2 (略)

場合とする。
「の名号に掲げる要件のいずれにも該当するのででである場合は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する第二百十一条の二」法第二百七十五条第一項第二号に規定する内閣(銀行等が損害保険代理店として保険募集を行うことのできる場合)

一 (略)

イ〜ハ (略)

一号において「年金払積立傷害保険契約」という。) (ホに規定する保険契約に該当するものを除く。) (本に規定する保険契約に該当するものと関係といて定期的に返戻金が支払われることを主たる目的とする保 保険料の払込みが行われる期間の終了した後の一定期間にお いて定期的に返戻金が支払われることを主たる目的とする保 保険契約であって、次に掲げる保険に係る保険契約(保険契 が表別であるものを除く。)のうち、当該保険契約(保険契 が表別であるものを除く。)のうち、当該保険契約(保険契 が表別であるものを除く。)のうち、当該保険契約(保険契 が表別であるものを除く。)のうち、当該保険契約(保険契 が表別であるものを除く。)のうち、当該保険契約(保険契 が表別であるものを除く。)のうち、当該保険契約(保険契 が表別であるものを除く。)のうち、当該保険契約(保険契 が表別であるものを除く。)のうち、当該保険契約(保険契 が表別であるものを除く。)のうち、当該保険契約に係る にあるとを原因とする人

増的に積み立てた金額により返戻金の合計額及び当該保険額又は当該保険契約に係る返戻金を受け取る者のために逓

保険契約者が保険契約に基づき払込みを行う保険料の総

二 (略)

2

(略)

府令で定める場合は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する第二百十一条の二 法第二百七十五条第一項第二号に規定する内閣(銀行等が損害保険代理店として保険募集を行うことのできる場合)

一(略)

場合とする。

イ~ハ (略)

(新設)

契約の解約による返戻金が定められるもの

(2) 保険料の総額又は当該保険契約に係る返戻金を受け取る者 のために逓増的に積み立てた金額に比して妥当なもの われる保険金が、 人の状態に限る。 法第三条第四項第二号ロ(傷害を受けたことを原因とする 当該保険金を支払う時点までに払込まれた 又はハに掲げる事由に関して支払いが行

ホ 項第一号において「財形傷害保険契約」という。) 条第二項第三号及び同条第四項第三号に定めるもの 約のうち 法第三条第四項第二号ロ又はハに掲げる保険に係る保険契 勤労者財産形成促進法第六条第一 項第二号の一 (次条第

二 (略)

2 (略)

(銀行等が保険仲立人として保険募集を行うことのできる場合)

第二百十一条の三 法第二百七十五条第一項第三号に規定する内閣 府令で定める場合は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する

銀行等が、次に掲げる保険契約の締結の媒介を行うこと。

(略)

場合とする。

ロイ 個人年金保険契約

財形保険契約

(略)

略)

시시 치 의 시 (略)

年金払積立傷害保険契約

(新設)

2 (略)

二 (略)

(銀行等が保険仲立人として保険募集を行うことのできる場合)

第二百十一条の三 法第二百七十五条第一項第三号に規定する内閣 府令で定める場合は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する

場合とする。

イ (略)

銀行等が、

次に掲げる保険契約の締結の媒介を行うこと。

(新設)

(新設)

ハロ(略)

(新設

二 (略)

び保険契約の解約による返戻金の額が資産の運用実績に基づい合においては、当該保険契約に基づく将来における保険金の額及大は媒介を行う際に、保険契約に基づく保険料の支払いに充てる場契約のうち第七十四条第一号に該当する保険契約の締結の代理契約のうち第七十四条第一号に該当する保険契約の締結の代理契約のうち第七十四条第一号に該当する保険契約の締結の代理の交付により説明することを行わずに当該保険契約の申込み面の交付により説明することを行わずに当該保険契約の申込み	該銀行等における相談窓口及びその也の相談窓口を記載した書 検契約者が当該保険契約に係る債務の返済に困窮した場合の当 生命保険契約の保険募集を行う際に、保険契約者に対し、当該保 保険募集をする行為 保険募集をする行為大は保険仲立人が、住宅関連信用 保険募集をする行為	「上系の双一が自族限庁等の自族原界に関する集務に必要を与が、あらかじめ、顧客に対し、当該保険契約の締結の代理又は媒める行為は、次に掲げる行為とする。 「一~六(略) 「一~六(略) 「一~六(略) (保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為)	2 (略) 二 (略) 二 (略) 財形傷害保険契約
(新設)	(新設)	(新設) 一〜六(略) める行為は、次に掲げる行為とする。 第二百三十四条 法第三百条第一項第九号に規定する内閣府令で定第二百三十四条 法第三百条第一項第九号に規定する内閣府令で定	2 (略) 二(略) 二(新設)

契約の申込みをさせる行為名又は押印を得ることにより確認することを行わずに当該保険明すること及び当該保険契約者から当該書面を受領した旨を署居供与の額に係る利子の合計額を下回り、信用供与を受けた額の用供与の額に係る利子の合計額を下回り、信用供与を受けた額の

当に利用していることを知りながら保険募集をする行為 信用の供与を約していることその他の取引上の優越的地位を不 契約に係る保険契約者又は被保険者に対して信用を供与し、又は の代理又は媒介を行うことを条件として、 損害保険代理店又は保険仲立人が、 庫法第九十四条、 の二 (長期信用銀行法第十七条、 号)第十一条の八、その他の金融機関においては銀行法第十三条 八条で定める金融機関のうち、 でそれぞれ定める特定関係者をいう。) である生命保険募集人、 十四年法律第百八十三号)第六条において準用する場合を含む。 においては水産業協同組合法 (昭和二十三年法律第二百四十二 二号) 第十一条の三の二、令第三十八条第八号で定める金融機関 金融機関においては農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十 いては農林中央金庫法第五十九条、令第三十八条第七号で定める 銀行等(商工組合中央金庫を除く。)の特定関係者(令第三十 協同組合による金融事業に関する法律(昭和) 同条第四号で定める金融機関にお 信用金庫法第八十九条、 自己との間で保険契約の締結 当該銀行等が当該保険 労働金

2

銀行等である生命保険募集人、

損害保険代理店又は保険仲立人

(新設)

前項第七号の規定による書面の交付に代えて、第五項で定める

当該顧客の承諾を得て、当該記載事項を電子情報処

ところにより、

(新設)

交付をしたものとみなす。
る生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人は、当該書面のにより提供することができる。この場合において、当該銀行等でああって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で

- 信回路を通じて顧客の閲覧に供する方法「算機に備えられたファイルに記録された当該記載事項を電気通保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人の使用に係る電子計「電子情報処理組織を使用する方法であって、銀行等である生命
- 方法で調製するファイルに当該記載事項を記録したものを交付するにより一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもっ二が気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法二が
- よる書面を作成できるものでなければならない。 | (新設) | 前項に掲げる方法は、顧客がファイルへの記録を出力することに (新設)
- 情報処理組織をいう。 と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子、 一次 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、銀行等である生命保 (新設)
- | 第二項各号に規定する方法のうち銀行等である生命保険募集

人、損害保険代理店又は保険仲立人が使用するもの

「ファイルへの記録の方式

は、この限りでない。

は、この限りでない。
は、この限りでない。
は、この限りでない。
は、この限りでない。
は、この限りでない。
は、この限りでない。
は、この限りでない。

別表(第五十三条第一項第五号関係(資産の運用対象が受益証券及び

投資証券の場合))

一資産の運用対象となる受益証券及び投資証券(以下、「受益証券等」という。)の名称

- 三 受益証券等の目的及び基本的性格、沿革並びに仕組み
- 三 受益証券等の投資方針、投資対象、運用体制及び投資制限
- 四 受益証券等の投資リスク
- 五 受益証券等の投資状況、運用実績(純資産の推移及び収益率の 推移を含む。)並びに設定及び解約の実績
- <u>六</u> 受益証券等の貸借対照表、損益及び剰余金計算書並びに付属明 <u>細表</u>
- ----七 受益証券等の純資産額計算書(資産総額、負債総額、純資産総 額、発行済数量及び一単位あたり純資産額を含む。) 投資主要銘 柄、投資不動産物件及びその他投資資産の主要なもの
- (注)受益証券等について目論見書が作成されている場合は、当該 <u>目論見書の記述を利用すること。</u>

<u>は、関係の連用に係る連用収入水が、連用体が主奏的物及でその地連用資産の主要なもの</u>	<u>資産の内訳</u> ※英の、海田にんっ、海田に十小に、海	<u>四 資産の運用実績</u> 五 当該保険契約の保有件数	三 資産の運用に係る運用リスク	二 資産の運用に係る運用方針、運用対象、運用体制及び運用制限	一 資産の運用に係る目的及び基本的性格	いる場合))	別表(第五十三条第一項第五号関係(資産の運用を保険会社が行って
				<u>加</u>			<u>文</u> (新設)